

**【文書名】**

○ インターネット上の違法・有害情報の排除総合対策の推進について

(令和5年4月3日付け香サ対第1号)

**【概要】**

インターネットにおける公共の秩序を維持するため、インターネット上の違法情報・有害情報の流通防止を図ることについて定めたものである。

主な内容は、サイバーパトロールによる違法・有害情報の把握、違法・有害情報に対する的確な措置及び違法・有害情報に係る広報啓発活動の積極的な推進である。